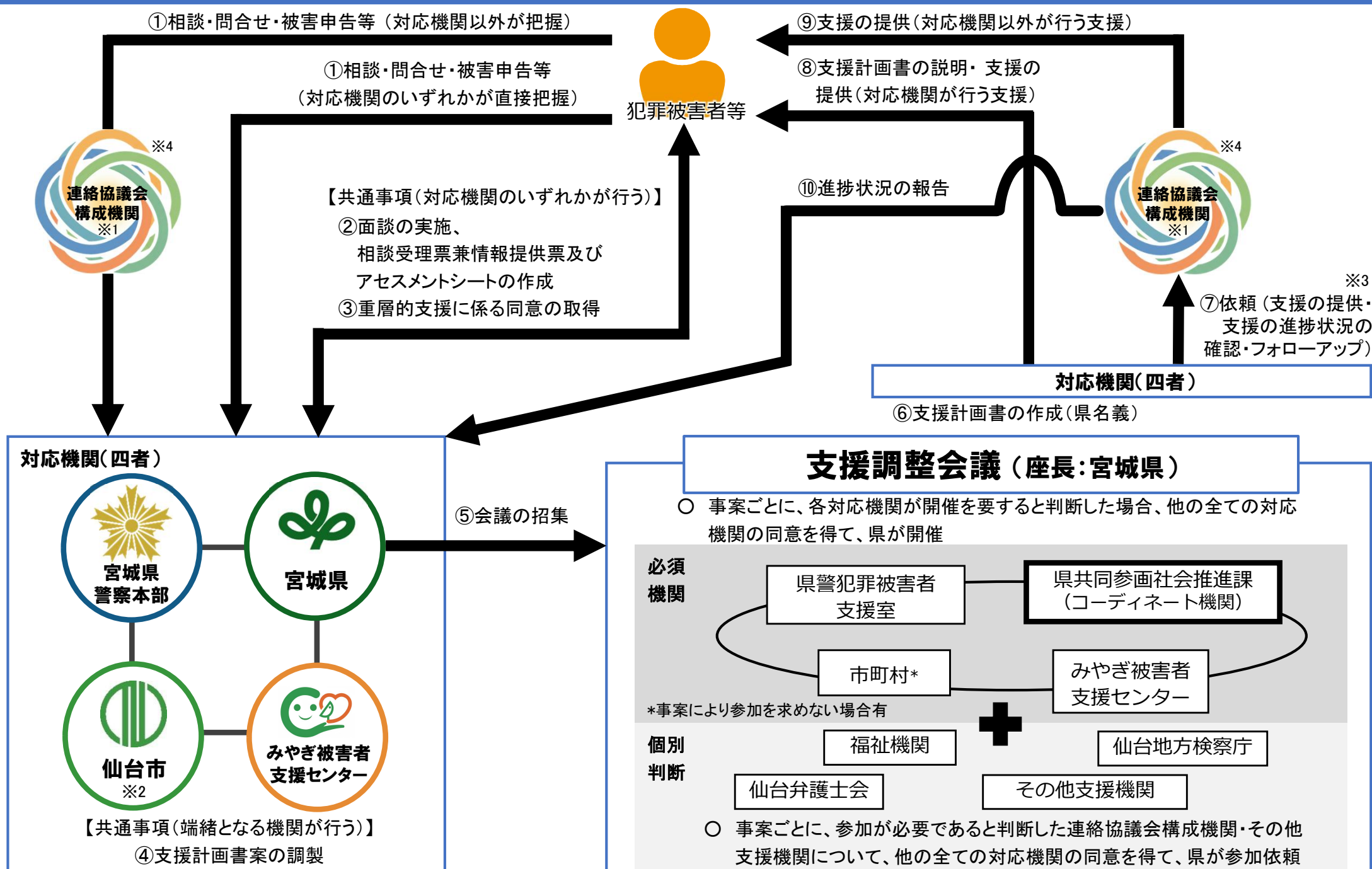


宮城県における犯罪被害者等のための重層的支援【イメージ図】

資料 2 - 1



※1 市町村、その他支援機関を含む（※対応機関（四者）以外については、要綱において「支援所掌機関」として規定） ※2 支援対象者が仙台市に關係する者の場合のみ対応機関となる

※3 対応機関間で分担の上依頼 ※4 画像は生成AI(Gemini NanoBanana Pro)で作成

対象事案 ※1

- 殺人、強盗致死傷、性犯罪、逮捕・監禁、略取・誘拐、傷害致死又は全治1か月以上の傷害
- 交通死亡事故、全治3か月以上の傷害を負った交通事故又は危険運転致死傷
- その他、対応機関が重層的支援を必要と判断した事案

支援対象者

上記の対象事案による犯罪被害者等のうち、次のいずれかの者であって、支援調整会議において支援計画書が作成された者

- 犯罪被害を受けた時に県内に住所を有していた者又は居住していた者
- 犯罪被害を受けた後に県内に住所又は居住地を移転した者又は移転しようとする者
- 県内で発生した事案により被害を受けた県内に住所又は居住を有しない者 ※2

※1「犯罪被害者等支援におけるワンストップサービス体制構築・運用の手引き」(警察庁作成) (<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/manual/oss-tebiki.html>)を参考とした。

※2 死傷者多数事案等が県内で発生した場合を想定。